



JASDAQ

平成 19 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ イ ツ ー
代表者の役職名 代表取締役社長 大橋 康宏
(J A S D A Q ・ コード 7 6 1 0)
問い合わせ先 取締役経営企画部長 片山 靖浩
電 話 番 号 0 3 - 5 4 0 8 - 5 1 0 0 (代 表)

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 19 年 4 月 20 日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成 19 年 5 月 28 日開催予定の第 17 期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社取締役会は、当社に対し買収提案が行われた場合に、これを受け入れるか否かの判断は、その時点における当社株主に委ねられるべきであると考えております。また当社は、その場合に当社株主が、十分な情報と相当な検討期間に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることが、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために必要不可欠であると考えております。

そのため、特定の株主又は株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合には、前段の十分な情報と相当な検討期間を踏まえた判断に基づいて、当社株主が買収提案について判断できるようにするために、大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することが不可欠であると考え、この対応策を、株主総会の決議により定めることが可能となるように、定款第 16 条（大規模買付行為に対する対応策（買収防衛策）の導入）を新設するものであります。（現行定款は、第 16 条以下を 1 条ずつ繰り下げます。）

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 5 月 28 日
定款変更の効力発生日	平成 19 年 5 月 28 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
第3章 株主総会 (新設)	第3章 株主総会 <u>(大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入)</u> 第16条 <u>当会社の株主総会においては、法令又は本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策をその決議により定めることができる。</u> 2 <u>前項における当会社株式の大規模買付行為に関する対応策とは、当社が資金調達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策としての新株又は新株予約権の発行決議を行うなど、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</u> 第4章 取締役及び取締役会 第16条 (省略) 第30条